

自治会へ加入 しませんか？



🔊 安心して住み続けられるまちづくり

自治会ではこんな活動をしています！

地域住民の 親睦・交流

地域のおまつり
こども向けのイベント、
総会など

情報の提供

回覧板、掲示板等による
地域の情報共有

安心・安全の まちづくり

防犯灯の設置申請
となり近所の見守り
声かけ活動

きれいなまちづくり

ごみステーションの管理
町内清掃など

防災・防犯活動

防災訓練
見守り活動など

自治会活動応援補助金 が使えます！

各自治会が
創意工夫を凝らした、
補助金の活用例を
紹介します。

この補助金は、報償費
(講師謝金等)、旅費、
消耗品費等だけでなく、
食糧費(アルコールを除く)
も対象となります。



自治会結成に向けた 説明会の開催

補助金を活用してチラシ作成や会場使用料、当日のお茶・お菓子を準備し、自治会結成に向けた説明会を行いました。

近所の方と顔を合わせて話をする機会を設けることができ、住みよい地域づくりに向けた意見交換を行い、有意義な時間となりました。

自治会結成のきっかけづくりとなりました。



しっぽくうどんを取り 入れた交流活動

自治会に加入していても、ご近所の方と直接顔を合わせる機会は日頃、なかなかありません。

そこで、老若男女問わず参加できるような会を新たに企画しました。

当日は集会場を活用して、みんなでしっぽくうどんを作り、顔を合わせて楽しく会話をしながら食事をし、普段、会う機会の少ないご家庭とも交流を深めることができました。



そのほかにも、子どもを交えた活動や季節の行事に関連した活動など、様々な活用事例がありますので、ぜひご活用ください。



お問合せは
こちらまで

丸亀市地域づくり課コミュニティ担当

TEL：0877-24-8853

FAX：0877-24-8863

自治会への

補助金

は何かあるの？

市では、自治会に対して、いろいろな補助を行っております。ぜひ、補助金を活用して、安全で安心に暮らせるまちづくりを進めるための自治会活動に役立てていただけたらと思います。

■自治会設立補助金

新しく自治会を作った場合に交付されます。
(既存の自治会から分離した場合は対象外です。)

■自治会育成費補助金

基準日(4月1日)の加入世帯数×600円が交付されます。

■自治会集会場等整備事業補助金

集会場の新築、増築、改修等や集会場に備える机、椅子の購入に要する経費が30万円以上かかる場合に30%以内で交付されます。

ただし、事業を実施する前年度の9月末までに申込み(事業実施計画書の提出)が必要です。ご注意ください。

■自治会法人化促進補助金

土地等を登記する経費が10万円以上かかる場合に、30%以内で5万円を上限に交付されます。ただし、法人格取得後2年以内に1回限りです。

■自治会活動応援補助金

自治会の加入促進や自治会の絆づくりなど新規で取り組む自主的な活動に対して、1年度につき3万円を上限に交付されます。

なお、講師の謝金や、旅費、消耗品費、食糧費(アルコールを除く)も対象となります。



防犯灯の電気代について

以前は、自治会が防犯灯の電気代を負担していましたが、自治会の負担を軽減し、自治会への加入を促進するために、平成23年度より、市が防犯灯の電気代を負担しています。

設置のご相談は
建設課 (Tel.24-8813) まで
お問い合わせください。

自治会を設立してみませんか？

自治会設立の手順

STEP

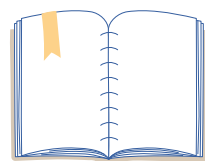
1



自治会を作ろうと思っている地域の方に声をかけ、自治会設立へ向け、意見を確認しましょう。

STEP

2



自治会の区域を決めて加入世帯を取りまとめ、会則の案(①)、会員名簿(②)を作しましょう。

STEP

3



設立総会を開催し、自治会の役員や会則を決定しましょう。

STEP

4



市(地域づくり課)へ、設立届(③)、会員名簿、会則、区域図をご提出ください。

※①②③は市のホームページ（以下のURLもしくは二次元コード）からダウンロードできます。

【URL】 </site/download/1783.html> 【二次元コード】



詳しくは地域づくり課(TEL0877-24-8853)までお問い合わせください。

